

事業承継支援施策について

2022年2月

北海道経済産業局 産業部 中小企業課

事業承継・引継ぎ支援センター

- 全国47都道府県で、事業承継全般に関する相談対応や事業承継計画の策定、M&Aのマッチング支援などを原則無料で実施しています。
- 北海道では産業競争力強化法に基づく認定支援機関である**札幌商工会議所が、北海道経済産業局の委託事業として、「北海道事業承継・引継ぎ支援センター」を設置・運営**しています。

中小企業診断士等のアドバイザーが、**公平中立・秘密厳守**で、以下の支援を、**無料**※で実施します。

- ① 事業承継・引継ぎ（親族内・第三者）に関する**御相談**
- ② **事業承継診断**による事業承継・引継ぎに向けた課題の抽出
- ③ **事業承継計画**の策定
- ④ 譲受／譲渡企業を見つけるための**マッチング支援**
- ⑤ **経営者保証解除**に向けた専門家支援 など

※専門家派遣による支援等を実施する場合には費用負担が発生することがあります。



* 北海道事業承継・引継ぎ支援センターの連絡先は次ページ（P2）のとおり。

* 詳細については、下記のHPをご参照ください。

・北海道事業承継・引継ぎ支援センター <https://www.hokkaido-jigyoshokei.jp/>

・中小機構事業承継・引継ぎポータルサイト <https://shoukei.smrj.go.jp/>

北海道事業承継・引継ぎ支援センター

札幌本部 (札幌商工会議所)	札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター5階 TEL:011-222-3111 E-mail:info@hokkaido-jigyoshokei.jp
旭川サテライト (旭川商工会議所)	旭川市常盤通1丁目 TEL:0166-22-8414
北見サテライト (北見商工会議所)	北見市北3条東1丁目2番地 TEL:0157-23-4111
釧路サテライト (釧路商工会議所)	釧路市大町1丁目1番1号 道東経済センタービル4階 TEL:0154-41-4143
帯広サテライト (帯広商工会議所)	帯広市西3条南9丁目23番地 帯広経済センタービル5階 TEL:0155-25-7121
苫小牧サテライト (苫小牧商工会議所)	苫小牧市表町1丁目1番13号 TEL:0144-33-5454
小樽サテライト (小樽商工会議所)	小樽市稲穂2丁目22番1号 小樽経済センタービル3階 TEL:0134-22-1177
室蘭サテライト (室蘭商工会議所)	室蘭市海岸町1丁目4番1号 TEL:0143-22-3196
函館サテライト (函館商工会議所)	函館市若松町7番15号 TEL:0138-23-1181

後継者人材バンク

- 創業を目指す起業家と、後継者不在の会社や個人事業主を引き合わせ、創業と事業引継ぎを支援します。

事業承継・引継ぎ支援センターでは、後継者人材バンクに登録した「創業希望者」と、事業引継ぎに関して相談窓口にお越しいただいた「後継者不在の事業者」とを引き合わせ、起業家が後継者として当該事業を引き継ぐために必要となる様々な支援を行います。



* 詳細については、下記のHPをご参照ください。

・北海道事業承継・引継ぎ支援センター

・中小機構事業承継・引継ぎポータルサイト

<https://www.hokkaido-jigyoshokei.jp/bank/>

https://shoukei.smrj.go.jp/human_resources_bank.html

事業承継・引継ぎ補助金（令和3年度補正予算）

- 事業承継・M&A後の経営革新やM&A時の専門家活用等を年間を通じて機動的かつ柔軟に補助します。
- 2022年3月頃から公募を開始する予定です。

① 経営革新事業

- ✓ **事業承継・M&A後の経営革新**（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助します。

② 専門家活用事業

- ✓ **M&A時の専門家活用**に係る費用（ファイナンシャルアドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、デューデリジェンス、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）を補助します。

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象です。

③ 廃業・再チャレンジ事業

- ✓ **事業承継・M&Aに伴う廃業等**に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します。

※廃業・再チャレンジ事業は、経営革新事業・専門家活用事業と併用できます。

* ①～③の各事業について、詳細はP5～7のとおり。

事業承継・引継ぎ補助金（令和3年度補正予算）

① 経営革新事業

- 事業承継・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助します。

* 創業支援型

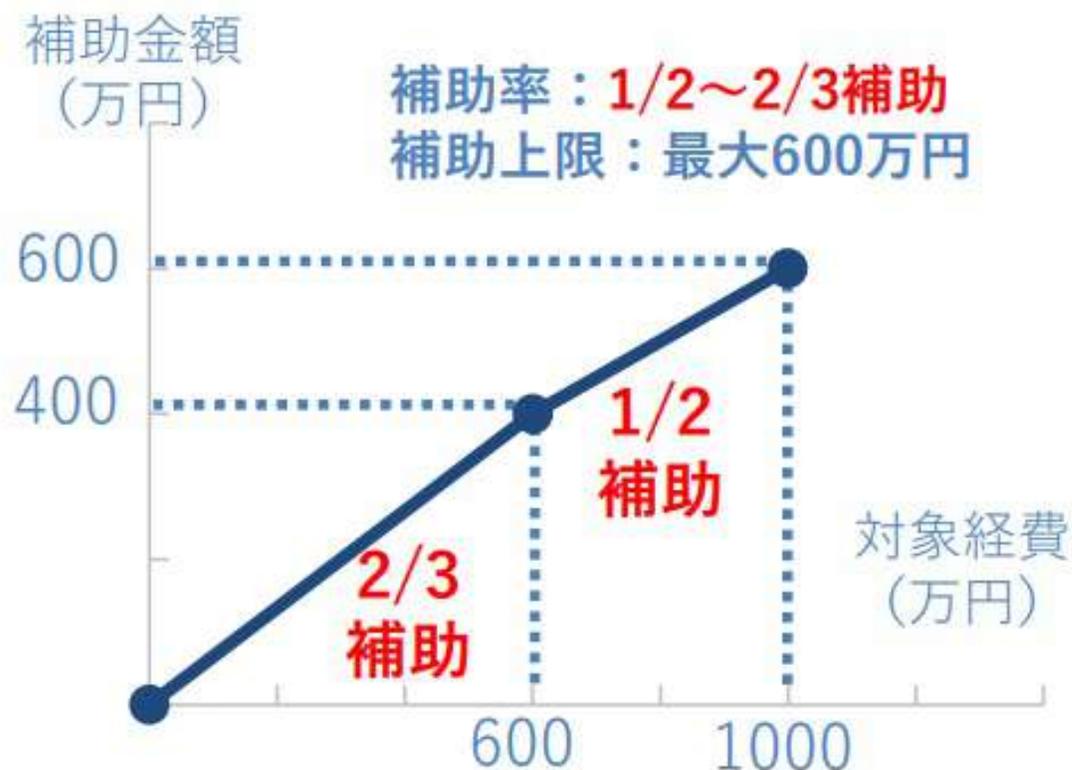
他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した場合

* 経営者交代型

親族内承継等により経営資源を引き継いだ場合

* M&A型

M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ場合



事業承継・引継ぎ補助金（令和3年度補正予算）

② 専門家活用事業

- M&A時の専門家活用に係る費用（ファイナンシャルアドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、デューデリジェンス、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）を補助します。

* 買い手支援型

M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等

* 売り手支援型

M&Aに伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の中小企業等

補助率	2/3補助
補助上限	600万円 ※M&Aが未成約の場合は300万円

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象

* 登録M&A支援機関は、M&A支援機関登録事務局HP内「登録機関データベース」（以下URL）で検索できます。

<https://ma-shienkikan.go.jp/search>

事業承継・引継ぎ補助金（令和3年度補正予算）

③ 廃業・再チャレンジ事業

- 事業承継・M&Aに伴う廃業に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します。

* 事業承継・M&Aに伴って一部事業の廃業を行う場合

* M&Aが成約せずに廃業せざるを得ず、再チャレンジに取り組もうとする場合等

※ 経営革新事業もしくは専門家活用事業との併用が可能

補助率	2/3補助
補助上限	150万円

M&A支援機関登録制度

- 事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）において、M&A支援機関の活用に係る費用の補助については、**予めM&A支援機関に係る登録制度に登録された機関の提供する支援のみが補助対象**となります。
- 令和3年度の登録申請受付は終了しています。
（1次公募：2021.8.24～9.21、2次公募：2022.1.21～2.21）

【登録制度について（主な内容）】

① 登録制度の対象

M&A支援機関のうち、ファイナンシャルアドバイザー（FA）業務又は仲介業務を行う方が対象となります。

② 登録の要件

「中小M&Aガイドライン」の遵守の宣言を行うこと等が登録の要件です。

※「中小M&Aガイドライン」の各記載事項について、その規定により求める強度が異なることを踏まえ、登録要件の取り扱いに差を設けながら遵守を求めます。

③ 登録後の対応等

登録FA・仲介業者は次の対応を行う必要があります。

- ・要件を充足している旨を自社HPで掲載
- ・要件を充足している旨を顧客に事前説明
- ・毎年度実績報告を提出

* 詳細については、M&A支援機関登録事務局HP（下記URL）をご参照ください。

<https://ma-shienkikan.go.jp/>

事業承継税制 【経営承継円滑化法】

- 後継者が非上場会社の株式等（法人の場合）・事業用資産（個人事業者の場合）を先代経営者等から贈与・相続により取得した場合において、**経営承継円滑化法における都道府県知事認定**を受けたときは、**贈与税・相続税の納税が猶予又は免除**されます。



* 詳細については、中小企業庁HP内（下記）をご参照ください。

「経営承継円滑化法による支援」

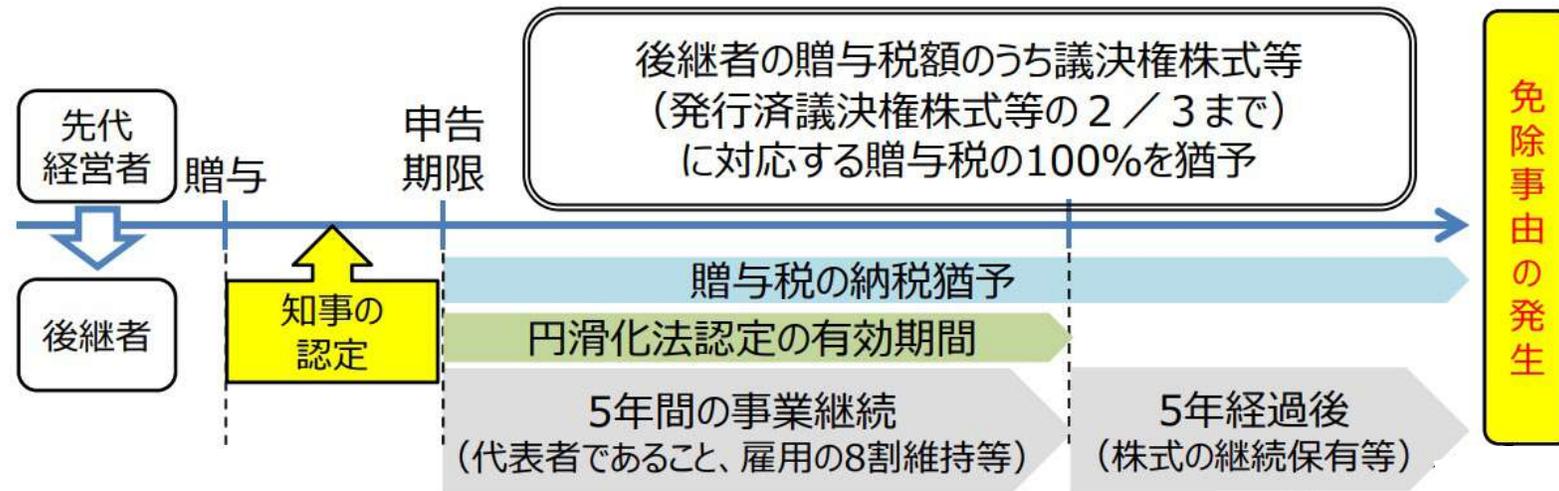
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm

「事業承継税制（贈与税・相続税の納税猶予及び免除制度）について」

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zeisei.htm

法人版事業承継税制（一般措置） 贈与税の納税猶予・免除制度

- 後継者が贈与により取得した株式等（議決権を行使することができない株式を除く）に係る贈与税の100%が猶予されます。なお、当該中小企業の株式等の総数の3分の2が上限とされます。
- 本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、報告期間中（原則として贈与税の申告期限から5年間）は雇用確保等の要件を満たす必要があります。その後は、後継者が対象株式等を継続保有すること等が求められます。
- 贈与者が死亡した等の一定の場合には、猶予された贈与税が免除されます。

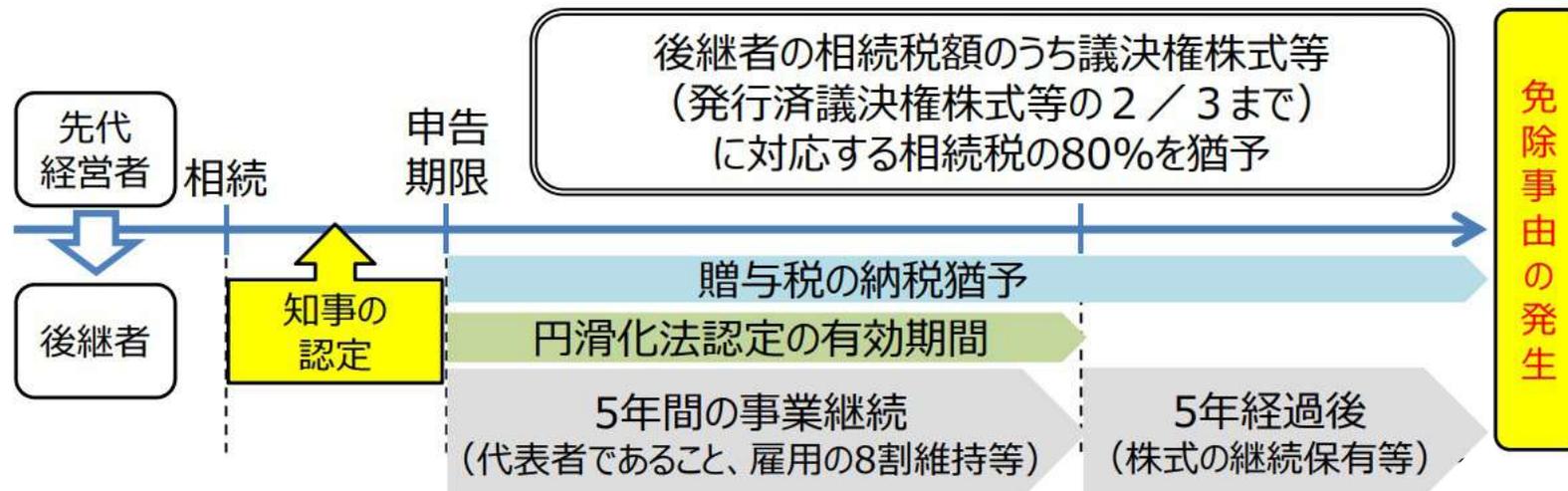


* 詳細については、中小企業庁HP内「事業承継税制(一般措置)の前提となる認定」(下記URL)をご参照ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_gensoku_yoshiki.htm

法人版事業承継税制（一般措置）

相続税の納税猶予・免除制度

- 後継者が相続又は遺贈により取得した株式等（議決権を行使することができない株式を除く）に係る相続税の80%が猶予されます。なお、当該中小企業の株式等の総数の3分の2が上限とされます。
- 本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、報告期間中（原則として相続税の申告期限から5年間）は雇用確保等の要件を満たす必要があります。その後は、後継者が対象株式等を継続保有すること等が求められます。
- 後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された相続税が免除されます。



* 詳細については、中小企業庁HP内「事業承継税制（一般措置）の前提となる認定」（下記URL）をご参照ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_gensoku_yoshiki.htm

法人版事業承継税制（特例措置）

- 非上場の株式等の承継に伴う贈与税・相続税の負担を実質ゼロとする特例措置です。
（平成30年度税制改正で、従前の「一般措置」に加え、10年間の措置として「特例措置」を創設）
- 2023年3月までに特例事業承継計画を提出し、2027年までに事業承継を実施する必要があります。

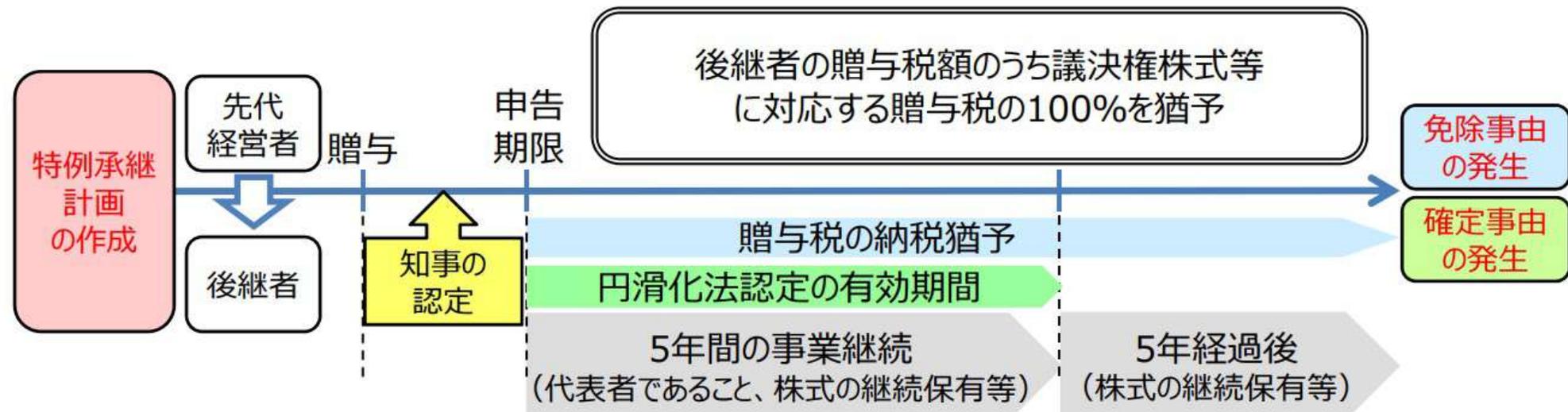
（参考）特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定	5年以内の特例承継計画の提出 〔 2018年4月1日から 2023年3月31日まで 〕	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 〔 2018年1月1日から 2027年12月31日まで 〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
経営環境変化に 対応した免除	あり	なし
相続時精算課税の 適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の 推定相続人・孫への贈与

※令和4年度税制改正により、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、法人版の特例承継計画の確認申請の期限を1年延長（2023年3月末→2024年3月末）します。

法人版事業承継税制（特例措置） 贈与税の納税猶予・免除制度

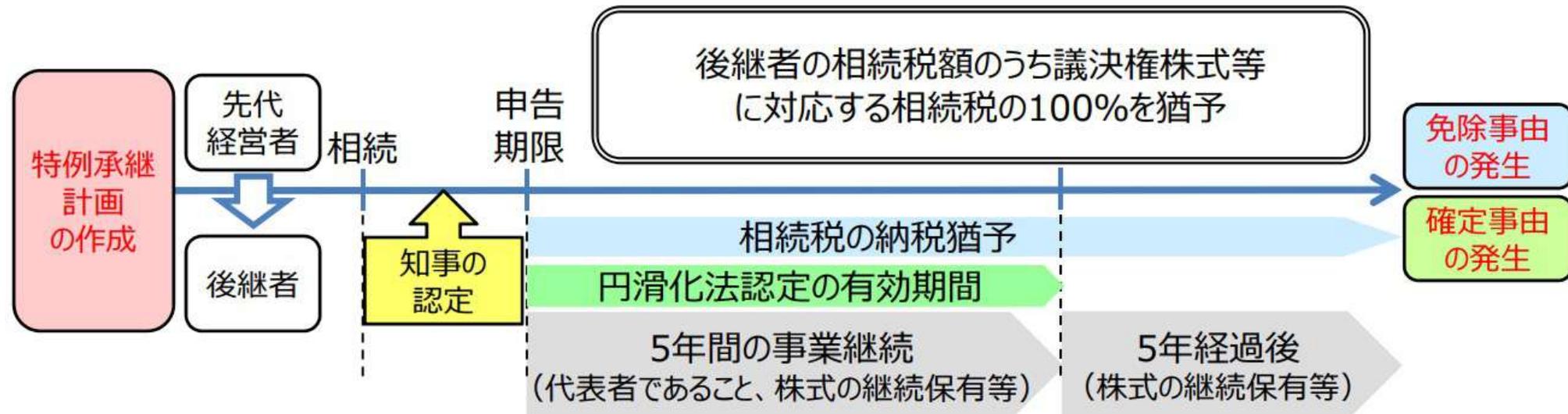
- 後継者が贈与により取得した株式等（議決権を行使することができない株式を除く）に係る贈与税の100%が猶予されます。
- 本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、報告期間中（原則として贈与税の申告期限から5年間）は代表者として経営を行う等の要件を満たす必要があり、その後は、後継者が対象株式等を継続保有すること等が求められます。
- 後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された贈与税が免除されます。



* 詳細については、中小企業庁HP内「法人版事業承継税制（特例措置）の前提となる認定」（下記URL）をご参照ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku.htm

法人版事業承継税制（特例措置） 相続税の納税猶予・免除制度

- 後継者が相続又は遺贈（死因贈与を含む）により取得した株式等（議決権を行使することができない株式を除く）に係る相続税の100%が猶予されます。
- 本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、報告期間中（原則として相続税の申告期限から5年間）は代表者として経営を行う等の要件を満たす必要があり、その後は、後継者が対象株式等を継続保有すること等が求められます。
- 後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された相続税が免除されます。



* 詳細については、中小企業庁HP内「法人版事業承継税制（特例措置）の前提となる認定」（下記URL）をご参照ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku.htm

個人版事業承継税制

- 個人事業主の特定事業用資産の承継に伴う贈与税・相続税の負担を実質ゼロとする特例措置です。
(令和元年度税制改正において、個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で創設)
- 2024年3月までに個人事業承継計画を提出し、2028年までに事業承継を実施する必要があります。

(参考) 個人版事業承継税制と法人版(特例措置)の比較

	法人版(特例措置)	個人版
事前の計画策定	5年以内の特例承継計画の提出 〔2018年4月1日から 2023年3月31日まで〕	5年以内の個人事業承継計画の提出 〔2019年4月1日から 2024年3月31日まで〕
適用期限	10年以内の贈与・相続等 〔2018年1月1日から 2027年12月31日まで〕	10年以内の贈与・相続等 〔2019年1月1日から 2028年12月31日まで〕
対象資産 納税猶予割合	非上場株式等 100%	特定事業用資産 100%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	原則、先代一人から後継者一人 ※一定の場合、同一生計親族等からも可
贈与要件	一定数以上*の株式等を贈与 すること ※後継者一人の場合、原則2/3以上など	その事業に係る特定事業用資産 のすべてを贈与すること
雇用確保要件	あり(特例措置は弾力化)	雇用要件なし
経営環境変化に 対応した減免等	あり	あり ※後継者が重度障害等の場合は免除
円滑化法認定 の有効期限	最初の申告期限の翌日から5年間	最初の認定の翌日から2年間

「特定事業用資産」については
次ページ(P16)参照。

納税猶予の対象となる「特定事業用資産」とは

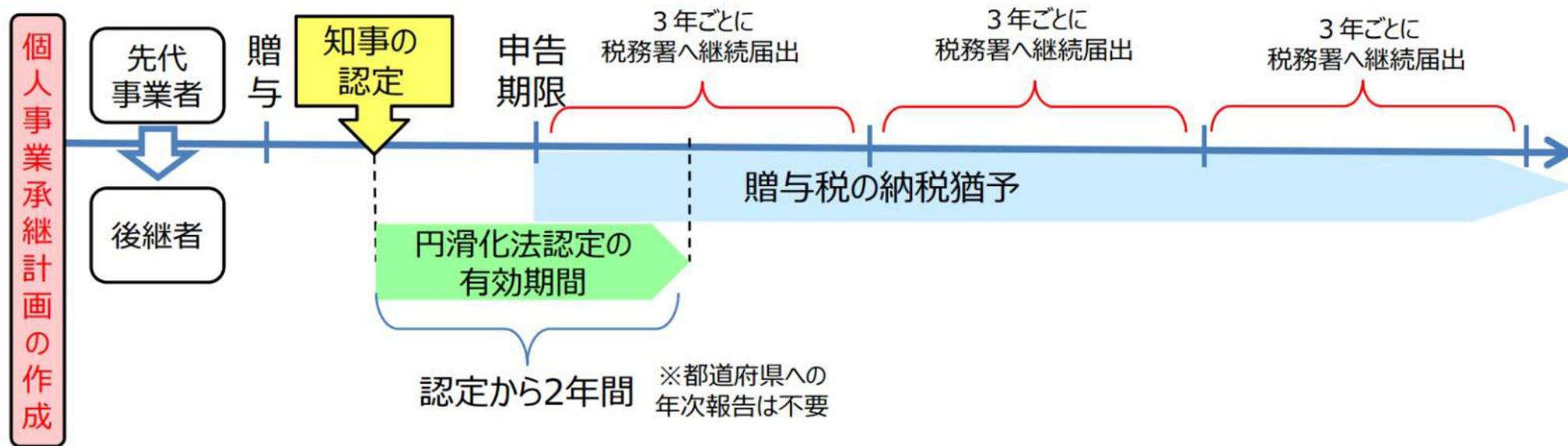
先代事業者の事業の用に供されていた宅地等（400㎡まで）、建物（800㎡まで）、減価償却資産（固定資産税の課税対象等）で、先代事業者の贈与又は相続開始の年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているものいいます。



個人版事業承継税制

贈与税の納税猶予・免除制度

- 後継者が贈与により取得した特例受贈事業用資産（特定事業用資産のうち贈与税の納税猶予の適用を受けるもの）に係る贈与税の100%が猶予されます。
- 本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、事業を継続すること等が求められます。
- 事業継続後、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された贈与税が免除されます。

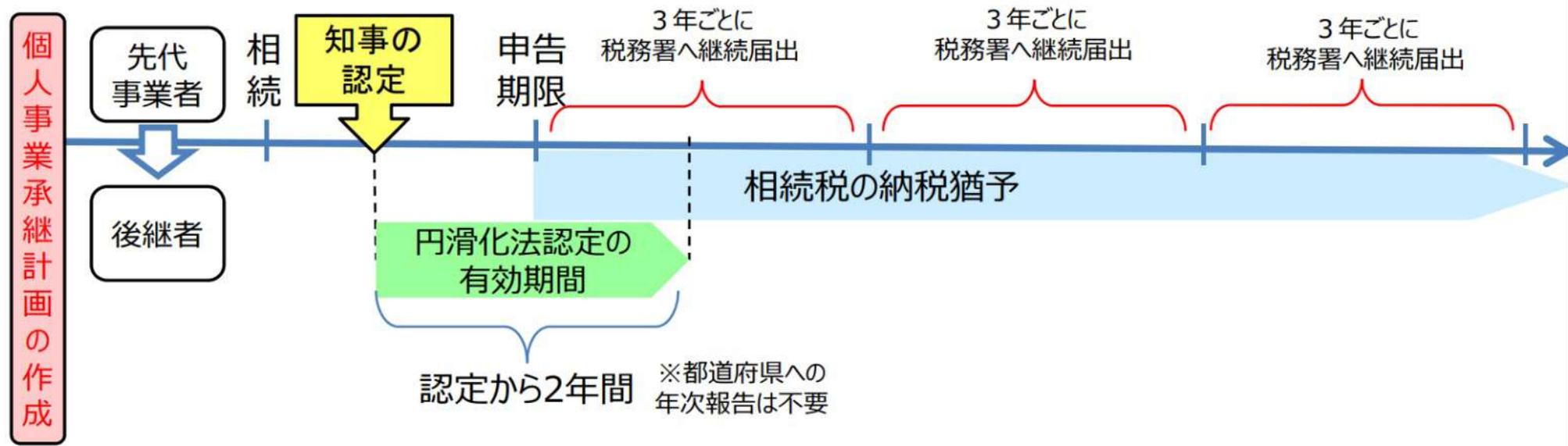


* 詳細については、中小企業庁HP内「個人版事業承継税制の前提となる認定」（下記URL）をご参照ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_kojin_ninnte.htm

個人版事業承継税制 相続税の納税猶予・免除制度

- 後継者が相続又は遺贈（死因贈与を含む）により取得した特例事業用資産（特定事業用資産のうち相続税の納税猶予の適用を受けるもの）に係る相続税の100%が猶予されます。
- 本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、事業を継続すること等が求められます。
- 事業継続後、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された相続税が免除されます。



* 詳細については、中小企業庁HP内「個人版事業承継税制の前提となる認定」（下記URL）をご参照ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_kojin_ninnte.htm

経営資源集約化税制

- 経営資源の集約化（M&A）によって生産性向上等を目指す、**経営力向上計画の認定を受けた中小企業**が、**計画に基づいてM&Aを実施した場合に、以下3つの措置**が活用できます。

①設備投資減税

経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得等した場合、投資額の**10%を税額控除**※ 又は **全額即時償却**。

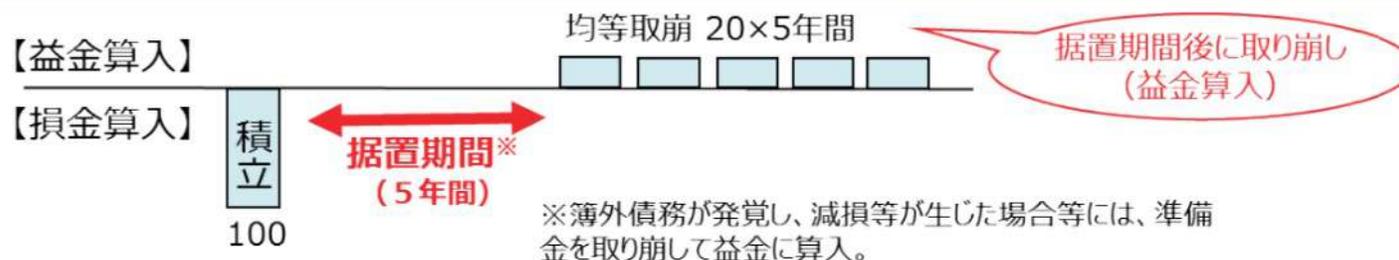
※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

②雇用確保を促す税制

経営力向上計画の認定を受け、経営力向上報告書を提出した上で、給与等支給総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等総額の増加額の25%を税額控除**。

③準備金の積立

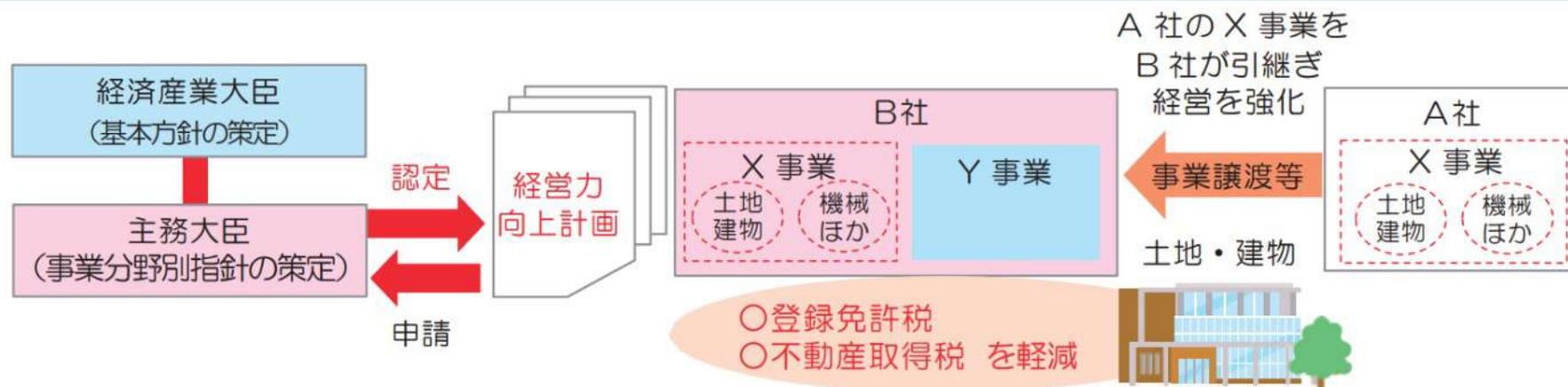
事業承継等事前調査を記載した経営力向上計画の認定を受けた上で、計画に沿ってM&Aを実施した際に、M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、**投資額の70%以下の金額を、準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）**。



* 詳細については、中小企業庁HP内「経営資源集約化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）の活用について」（下記URL）をご参照ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/shigenshuyaku_zeisei.html

登録免許税・不動産取得税の特例

- M&A時の不動産の権利移転にかかる登録免許税・不動産取得税を軽減するものです。
- M&Aで引き継ぐ事業に関する経営力向上を行うことを内容とする経営力向上計画を策定した上、主務大臣に申請し、認定を受ける必要があります。



<登録免許税の税率>		通常税率	計画認定時の税率	<不動産取得税の課税標準の特例>	
不動産の 所有権 移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%	土地 住宅	通常税率 3.0%※1 計画認定時の課税標準 (事業譲渡の場合※2) 1/6減額相当 (税率にすると25%)
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%	住宅以外の 家屋	4.0% 1/6減額相当 (税率にすると3.3%)
	その他の原因による移転の登記	2.0%※	1.6%		

※ 令和5年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

※1 令和6年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

* 詳細については、中小企業庁HP内「中小企業税制（令和3年度版）」（下記URL）をご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/zeisei.pdf#page=59#>

金融支援（融資・信用保証） 【経営承継円滑化法】

- 株式の買い取りや相続税の支払いなど承継時に必要となる各種の資金に対して融資や信用保証を受けることができます。
- 上記の融資や信用保証を受けるためには、都道府県知事の認定を受ける必要があります。

① 融資

経営承継円滑化法に基づく認定後、個人※1の方は、日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の融資制度を利用することができます。融資の条件※2については、最寄りの支店までお問い合わせください。

② 信用保証

経営承継円滑化法に基づく認定後、中小企業者※3又は個人※1の方が、金融機関から資金を借り入れる場合には、原則として信用保証協会の通常の保証枠とは別枠※4が用意されています。

通常枠	別枠
普通保険【2億円】	+2億円
無担保保険【8000万円】	+8000万円
(特別小口保険【2000万円】)	(+2000万円)

※1 類型に応じて、会社の代表者、事業を営んでいない個人を言います。

※2 例えば、日本政策金融公庫（中小企業事業）の場合、融資限度額は7億2000万円、融資利率は信用リスク等に応じて所定の利率が適用されます。

※3 中小企業者には、会社及び個人事業主が含まれます。

※4 会社の代表者、事業を営んでいない個人には、本特例により通常の保証枠が用意されます。

* 詳細については、中小企業庁HP内「経営承継円滑化法による支援」（下記URL）をご参照ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm

経営者保証解除支援

- 経営者保証の解除に向け、「経営者保証に関するガイドライン」の充足状況の確認や金融機関との目線合わせをサポートします。

① 事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用

- ・原則として、経営者・後継者の双方から二重には保証を求めないこととなります。
- ・例外的に、二重に保証を求めることが真に必要な場合には、その理由や保証が適用されていない場合の融資条件等について、金融機関が経営者・後継者の双方に十分に説明し、理解を得ることとなります。

② 経営者保証解除に向けた、「経営者保証コーディネーター」による支援

- ・解除要件となる「経営者保証に関するガイドライン」の充足状況の確認をします。
 - ・経営者保証解除に向けた中小企業と金融機関との目線合わせなどをサポートします。
- ※経営者保証コーディネーターは、事業承継・引継ぎ支援センターに常駐し、相談対応します。

③ 経営者保証を不要とする新たな信用保証制度「事業承継特別保証」

- ・事業承継を条件として経営者保証を不要とする保証制度です。
- ・既存の借入（個人保証あり）の本制度による借り換えも可能です。

* 詳細については、下記をご参照ください。

- ・中小企業庁HP内「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/hosyokaijo/>

- ・中小機構事業承継・引継ぎポータルサイト内「経営者保証に関する支援」

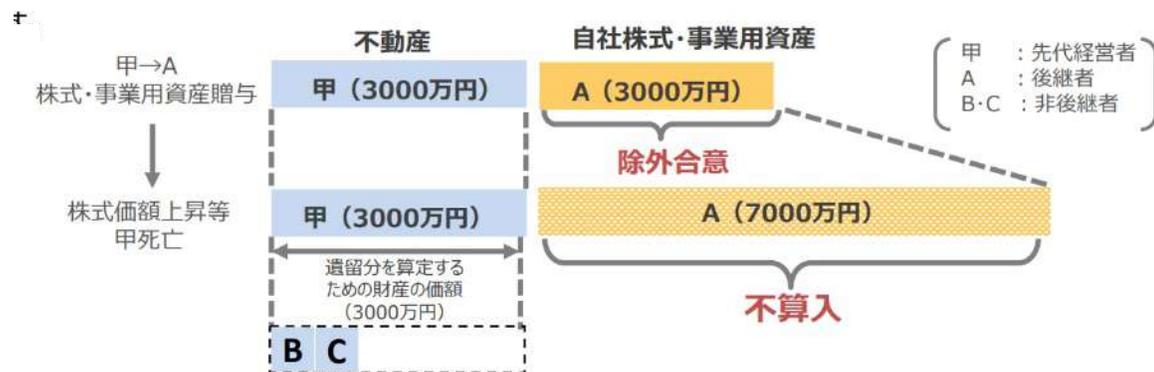
https://shoukei.smrj.go.jp/management_guarantee_support.html

遺留分に関する民法の特例【経営承継円滑化法】

- 後継者が先代経営者の推定相続人との間で遺留分に関する各種の合意をすることで、相続紛争や自社株式・事業用資産の分散を防止でき、後継者にスムーズに事業を承継できます。
- この特例を利用するには、要件を満たした上で、「推定相続人全員及び後継者の合意」を得て、「経済産業大臣の確認」及び「家庭裁判所の許可」を受けることが必要です。

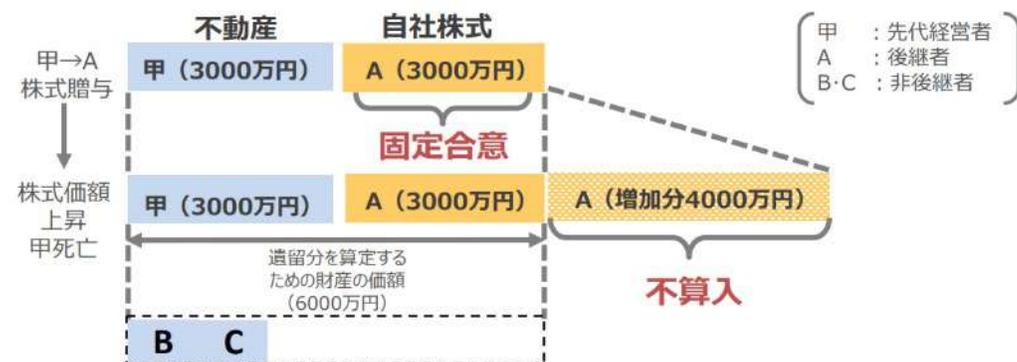
① 遺留分を算定するための財産の価額から除外（除外合意）

後継者が先代経営者から贈与等によって取得した自社株式・事業用資産の価額について、他の相続人は遺留分の主張ができなくなるので、相続紛争のリスクを抑えつつ、後継者に対して集中的に株式を承継させることができます。



② 遺留分を算定するための財産の価額に算入する価額を合意時の時価に固定（固定合意）

※会社の自社株式の場合のみ利用可能。
自社株式の価額が上昇しても遺留分の額に影響しないことから、後継者の経営努力により株式価値が増加しても、相続時に想定外の遺留分の主張を受けることがなくなります。



* 詳細については、中小企業庁HP内「経営承継円滑化法による支援」（下記URL）をご参照ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm

所在不明株主に関する会社法の特例【経営承継円滑化法】

- 所在不明株主の株式の取得に要する手続の時間を5年から1年に短縮する特例です。
- この特例を利用するためには、上場会社等以外の中小企業者である株式会社が2つの要件（経営困難要件、円滑承継困難要件）を満たし、都道府県知事の認定を受ける必要があります。



【認定の要件】

- ① 代表者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であるため、会社の事業活動の継続に支障が生じていること。
- ② 一部株主の所在が不明であることにより、その経営を当該代表者以外の者（株式会社事業後継者）に円滑に承継させることが困難であること。

【手続保障（異議申述手続）】

・利害関係人が一定期間（3か月以上）内に異議を述べる旨等を公告し、所在不明株主等に個別催告することで、手続保障を担保。

* 詳細については、中小企業庁HP内「経営承継円滑化法による支援」（下記URL）をご参照ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm

ファンド、後継者支援・育成

- ファンドを活用し、MBO（Management Buyout）を含む事業承継が可能です。
- 中小企業大学校の経営後継者研修やアトツギ甲子園を通じて、後継者候補の支援・育成を行っています。

① 中小企業基盤整備機構ファンド事業

ファンドから投資を受けることは有効な資金調達手段の一つです。ファンドから投資を希望される中小企業者の方々に、ファンドに関する情報提供や投資交渉に向けた経営計画・資金計画の作成などをサポートしています。

<https://www.smrj.go.jp/sme/funding/fund/index.html>

② 中小企業大学校経営後継者研修

経営後継者研修では、座学、演習、実習による知識や現場の知恵の習得及び自社の分析を通じて、経営者に必要なマインドやスキルの向上を図ります。

<https://www.smrj.go.jp/institute/tokyo/training/sme/succession/index.html>

③ アトツギ甲子園

新規事業等に挑戦する後継者候補を応援するピッチコンテストです。

2022年3月12日（土）決勝大会。

<https://atotsugi-koshien.go.jp/>



ガイドライン・マニュアル

- 事業承継や中小M&Aの取組み方等をまとめています。

① **事業承継ガイドライン** …事業承継の取組み方等をまとめています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2016/161205shoukei1.pdf>

※現在、二次改訂作業中。2022年3月とりまとめ予定。

② **事業承継マニュアル** …事業承継の取組み方等について、経営者の方向けにわかりやすくまとめています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2017/170410shoukei.pdf>

③ **中小M&Aガイドライン** …中小M&Aの取組み方等をまとめています。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200331001/20200331001-2.pdf>

④ **中小M&Aハンドブック**

…初めてM&Aを検討する経営者の皆様へ、中小M&Aについてイラストを交えながらわかりやすく紹介しています。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200904001/20200904001-2.pdf>

⑤ **中小M&Aガイドライン広報パンフレット** …中小M&Aガイドラインのポイントをまとめたパンフレットです。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2020/201223_ma_guideline.pdf

※上記のほか、中小PMIガイドライン（仮称）について策定作業中。2022年3月とりまとめ予定。

承継時の課題や経営状況の分析

- 引き継ぎの準備にあたり、経営状況の確認や承継に向けた課題を把握するためのツールがあります。

① 事業承継診断

事業承継に関する課題の抽出を行うことができる簡単なチェックシートです。
商工会や金融機関なども、企業の皆様との関わりの中で実施しています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2017/170414izoku28.pdf>

② ローカルベンチマーク

企業の経営者と金融機関・支援機関等がコミュニケーション（対話）を行いながら、
企業の経営状況を把握・分析するためのツールです。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/



③ 経営デザインシート

知財が企業の価値創造メカニズムにおいて果たす役割を的確に評価して
経営をデザインするためのツールです。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keiei_design/index.html



事業承継を支援する関係機関

- 士業専門家は、事業承継やM&Aにおける手続等をサポートします。

① **日本弁護士会連合会** <https://www.nichibenren.or.jp/>

弁護士は、依頼者のために、親族内・従業員・第三者（M&A）承継が円滑に実現するよう、交渉や契約書作成に携わります。

② **日本税理士会連合会** <https://www.nichizeiren.or.jp/>

税理士は、株価の評価、生前贈与や種類株式の発行その他事業承継税制の活用など、相続税、贈与税に関する助言等を行っています。

③ **日本公認会計士協会** <https://jicpa.or.jp/>

公認会計士は、財務に関する調査や相談を通じ、企業価値評価、承継スキームの立案、M&Aの実施、PMI等をサポートします。

④ **日本司法書士会連合会** <https://www.shiho-shoshi.or.jp/>

司法書士は、商業登記、不動産登記等の相談を通して、事業承継における株式及び事業用不動産の承継、M&A、種類株式及び民事信託の活用についてサポートしています。

⑤ **日本行政書士会連合会** <https://www.gyosei.or.jp/>

行政書士は、事業承継時の許認可の承継等をサポートします。

⑥ **中小企業診断協会** <https://www.j-smeca.jp/>

中小企業診断士は、事業承継診断や、事業承継計画の策定、後継者教育、ポスト承継等に関わる様々なサポートを行います。

事業承継を支援する施策等のご案内

- 中小企業庁ホームページ内にわかりやすくまとめています。

中小企業庁ホームページ 財務サポート「事業承継」
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/>



- **事業承継を知る**

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/know_business_succession.html

- **事業承継を実施する**

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/implement_business_succession.html

- **事業承継の支援策**

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/business_succession_support_measures.html

【参考】「事業承継支援施策ガイドブック」について

- 北海道経済産業局では、北海道、北海道中小企業総合支援センター、北海道事業承継・引継ぎ支援センターほか関係機関と連携し、北海道内の中小・小規模事業者向けに事業承継関係の主な支援策や公的支援機関をまとめた「事業承継支援施策ガイドブック」を作成しました。

令和3年10月5日時点版

事業承継 支援施策ガイドブック

北海道内の中小・小規模事業者向けに
関係機関の主な事業承継の支援策を
まとめてご紹介します

経済産業省北海道経済産業局
北海道
北海道事業承継・引継ぎ支援センター(札幌商工会議所)
公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

※上記以外の関係機関からも御協力を頂いて作成しています

事業承継の 実務	承継準備(計画策定、 交渉)	事業承継の 実行	事業承継後の 成長・発展
実務	北海道事業承継・引継ぎ支援センター ・親族内承継から第三者承継(経営承継やM&A等)へ変更する、フットワープで事業承継を支援 ・北海道後継者人材バンク(後継者不在事業等と、新事業創出の両方の対応支援)	北海道中小企業総合支援センター(事業承継診断、親族内承継等)	
相談・専門家	事業承継サポートデスク 札幌市事業承継マッチングポータルサイト	事業承継税制(相続税・贈与税)	
特別・税制	所在不明株主に 関する 会社法の特例	中小企業の経営資源の集約化に資する税制 (設備投資減税、雇用確保を促す税制、準備金の積立)	
経営者保証	中小企業の再編・統合に係る 税負担の軽減措置 (登録免許税・不動産取得税)	経営者保証制度への支援 (経営者保証コーディネーター)	
資金調達	経営者保証を不要とする事業承継特別保証制度、 経営承継借付保証制度	事業承継・集約・活性化資金(事業承継計画関連)	
補助金	中小企業総合振興資金「事業承継貸付」	事業承継助成保証制度	
	北のふるさと事業承継支援ファンド	事業承継・引継ぎ補助金	
		事業承継・引継ぎ補助事業(事業承継トライアル)	

P1.親族内承継について相談したい(事業承継診断・専門家派遣等)
北海道事業承継・引継ぎ支援センター(札幌商工会議所)

P2.従業員や第三者への承継を行いたい(親族外承継) 北海道事業承継・引継ぎ支援センター【札幌商工会議所】

P3.会社を継いでくれる後継者を探したい(北海道後継者人材バンク)
北海道事業承継・引継ぎ支援センター(札幌商工会議所)

P4.事業承継について相談したい(事業承継診断・専門家派遣等) 北海道中小企業総合支援センター

P5.事業承継について相談したい(金融・経営) 事業承継サポートデスク【北海道信用保証協会】

P6.事業承継の相手先を探したい 札幌市事業承継マッチングポータルサイト【札幌市】

P7.事業承継時の相続税・贈与税の負担を軽減したい 事業承継税制(相続税・贈与税)【北海道】

P8.所在が分からない株主の問題を解決したい 所在不明株主に関する会社法の特例【北海道経済産業局】

P9.事業承継時の経営資源の集約化(M&A)に係る税負担を軽減したい
中小企業の経営資源の集約化に資する税制(設備投資減税、雇用確保を促す税制、準備金の積立)【北海道経済産業局】

P10.事業承継時の登録免許税・不動産取得税の負担を軽減したい
中小企業の再編・統合に係る税負担の軽減措置(登録免許税・不動産取得税)【北海道経済産業局】

P11.経営者保証解除に向けた支援を受けたい(経営者保証コーディネーター)
北海道事業承継・引継ぎ支援センター【札幌商工会議所】

P12~13.事業承継を支援し経営者保証を解除したい(借付保証)
経営者保証を不要とする事業承継特別保証制度、経営承継借付保証制度【北海道信用保証協会 他】

P14.事業承継に必要な資金を調達したい(政府系融資)
事業承継・集約・活性化資金(事業承継計画関連)【日本政策金融公庫】

P15.事業承継に必要な資金を調達したい(制度融資) 中小企業総合振興資金「事業承継貸付」【北海道】

P16.事業承継に必要な資金を調達したい(借付保証) 事業承継借付保証制度【北海道信用保証協会】

P17.親族外承継時の株式買収資金を借りたい
北のふるさと事業承継支援ファンド(公社)北海道中小企業総合支援センター

P18.事業承継時の費用に補助金を活用したい 事業承継・引継ぎ補助金【北海道経済産業局】

P19.第三者を後継者候補として後継者教育を行いたい
事業承継・引継ぎ補助事業(事業承継トライアル)【北海道経済産業局】

親族内承継について相談したい(事業承継診断・専門家派遣等)

北海道事業承継・引継ぎ支援センター

北海道8地域でセンターサテライトを設置するとともに、事業承継ネットワークの構成機関である各地の支援機関とも協力連携し、中小・小規模企業者に早期かつ着実な事業承継の準備に対する気付きを促す「事業承継診断」や「事業承継後の課題」に取り組むための「個別相談対応」「専門家派遣(無料)」の実施などにより、親族内承継から第三者承継(従業員承継やM&A等)に至るまで、事業承継をワンストップで支援します。

センターサテライト	事業承継ネットワーク
小樽サテライト(小樽商工会議所内)	北海道、道内市町村
函館サテライト(函館商工会議所内)	商工会・商工会議所
旭川サテライト(旭川商工会議所内)	金融機関
室蘭サテライト(室蘭商工会議所内)	北海道中小企業総合支援センター
釧路サテライト(釧路商工会議所内)	北海道信用保証協会
帯広サテライト(帯広商工会議所内)	北海道よろず支援拠点
北見サテライト(北見商工会議所内)	その他支援機関等
苫小牧サテライト(苫小牧商工会議所内)	

【支援メニュー】 私たちと一緒に「事業承継」進めませんか?

当センターでは、次の支援メニューで道内中小企業の巧みな事業承継を支援します!

- 1. 事業承継診断**
事業承継に向けた事前の必要性・重要性を認識するための、身近な受援者(事業承継サポートセンター事務局)が中心となって、事業承継診断を実施します。
- 2. 個別相談対応**
8地域のサテライト・設置するコーディネーター及び「サブマネージャー」が地域別支援機関と連携し、センター・サテライトの窓口、企業訪問、WEB等により、個別相談・課題整理・事業承継計画策定等の支援を行います。
- 3. 専門家派遣**
多岐にわたる事業承継の課題を克服し、専門的な知識・経験を持つ専門家を無料で派遣し、事業承継に関する具体的なアドバイスを行います。
- 4. セミナー開催**
事業承継の最新動向を伝わり、道内中小企業の事業承継を推進するため、事業承継サポートセンター事務局が中心となって、事業承継セミナーを開催します。
- 5. 経営者保証業務**
経営者保証コーディネーターが「経営者保証」に関するノウハウを伝わり、事業承継時の経営者保証の解消に向けた支援を実施します。(借付保証・保証)

【お問合せ先】
北海道
事業承継・引継ぎ支援センター (認定支援機関：札幌商工会議所)
TEL: 011-222-3111 FAX: 011-222-3811
E-mail: info@hokkaido-jigyoshokei.jp

* 北海道経済産業局HP (下記URL) からダウンロードできます。
<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/guidebook/>

【参考】「北のアトツギstory」について

- 北海道経済産業局では、先代から受け継いだ経営資源を活用して若手後継者（アトツギ）が新しい取組にチャレンジする「ベンチャー型事業承継」を推進するため、道内で活躍する“北のアトツギ”たちへのインタビューをまとめた「北のアトツギstory」を発信しています。

北海道ベンチャー型事業承継インタビュー top 座談会 インタビュー 事業承継支援メニュー

経済産業省
北海道経済産業局

北のアトツギ story

私達は後継者であり、挑戦者だ。

若手後継者が、先代から受け継いだ有形無形の経営資源を活用し、リスクや障壁に果敢に立ち向かいながら、新規事業、業態転換、新市場開拓など、新たな領域に挑戦することで社会に新たな価値を生み出すこと。

こうした取り組みを「ベンチャー型事業承継」と定義し、後継者（アトツギ）の挑戦をベンチャーと位置付けることにより、若手アトツギに関心を持ってもらい既存企業のイノベーションを促していきたいと考えています。

「家業には様々な可能性があり、チャンスがある。
家業でイノベーションを起こすんだ」

当局では、ベンチャー型事業承継に関心がある若い世代に向けて、先進事例や支援メニューを発信しています。

北海道ベンチャー型事業承継インタビュー top 座談会 インタビュー 事業承継支援メニュー

取材：2020年9月

アトツギ 座談会

継いだら、好きなことができる道は拓けていきますから。

ブルーオーシャン、ですよね、北海道は。チャンスがいっぱいある。

日本は99%が中小企業。つまり僕らが支えているなんて、ロマンですよ。

人生百年時代で、チャレンジしない人生なんてつまらないですよ。

(株)トリス 代表取締役 杉本 光崇 × サツドラホールディングス(株) 代表取締役社長 富山 浩樹 × (株)山上木工 専務取締役 山上 裕一郎 × (株)山入伊藤商店 営業 梅木 悠太

対談 | 後継ぎだからこそ守るべきもの、挑戦できること。

* 北海道経済産業局HP（下記URL）からご覧ください。
<https://www.hkd.meti.go.jp/hokik/atotsugi/>

家業を生かした新規事業をしたい！ 同世代の道内アトツギと交流したい！

そんな北のアトツギが学び合い、共に高め合うことができる北海道のベンチャー型
事業承継に特化した**Facebookグループ**が始動しました【参加無料】

対象：道内企業の後継者（予定・検討中含む。原則 40歳前後まで）

【コミュニティ限定】

先輩アトツギと熱く語り合う
オンライン座談会を毎月開催

【要チェック】

アトツギ向けの**支援メニュー・イベント**をご紹介します

①件名に「コミュニティ参加」、本文に氏名・年齢を記載し、**当局（hok-sogyo@meti.go.jp）**
までメールをお送りください。あわせて Facebook上の検索機能もしくはQRコードから「**北の**
アトツギコミュニティ」グループページにアクセスし、**自己紹介の投稿申請※（初回のみ）**を
お願いします。

②当局担当者がメールと投稿申請を確認した後、承認された投稿がグループ上で公開されます。

※家業の内容（業種・所在地など）／事業承継フェーズ（承継済・家業に入社済・検討中など）／
【任意】グループに期待すること、家業のPRポイント等

【メール送付先・問い合わせ先】

経済産業省北海道経済産業局 産業部 経営支援課（伊藤・村上・渡部）
TEL：011-756-6718 E-mail：hok-sogyo@meti.go.jp

Facebook
グループページ



本資料に関するお問い合わせ先

経済産業省 北海道経済産業局 産業部 中小企業課

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 5階

T E L : 011-709-2311 (代表) 内線2575

E-mail : hokkaido-chusho@meti.go.jp